

自主保全士検定試験の実施における
新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策について（ガイドライン）
◆◆◆ 受験申込み前に必ずご確認ください ◆◆◆

2020年度第20回自主保全士検定試験の実施にあたり、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止を目的とした、取り組むべき対策をガイドラインとして定めました。

受験申込み前によくご確認ください、本ガイドラインの内容にご同意いただいたうえで、受験申込み、ならび受験をお願いいたします。

- ※ 本ガイドラインは、厚生労働省をはじめとする国・地方自治体の提言やガイドライン等を踏まえ作成し、自主保全士検定試験の実施に際して、必要と判断した対策をとりまとめています
- ※ 本ガイドラインは、現時点(2020年6月時点)で得られている知見に基づき作成しており、今後の知見の集積や地域の感染状況等を踏まえ、逐次見直すことがあります。見直しが発生し、受験者に関わる事項の場合は、公式サイトへ見直しの内容を掲載いたします

1. 自主保全士検定試験の実施

(1) 試験実施の可否について

- 現時点(2020年6月時点)の状況においては、自主保全士検定試験は予定どおり実施いたします。
- 今後の自主保全士検定試験の実施可否については、下記の事象が発生した場合、中止もしくは延期等の判断を行う場合があります。
 - (ア) 緊急事態宣言の発令等が全国又は一部地域で発令された場合
 - (イ) 感染症拡大状況や社会的情勢に変化が生じた場合
 - (ウ) 受験者の感染予防対策、感染症拡大防止策、ならびに試験開催準備(資材運搬、会場確保、運営スタッフ確保等)に何かしらの支障が発生した場合
- 実施可否に関わる情報は、逐次更新される場合がありますので、公式サイトのご確認をお願いいたします。

(2) 受験申込みと試験会場の立地・定員について

<規定会場>

- 規定会場においては、受験案内(P.5)掲載の開催地区への会場設置にむ

けて準備を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策等で自治体や会場施設側の貸出の制限等により、下記の影響が想定されます。

(ア) 予定している開催地区で会場設置が出来ない場合

開催地区で会場設置が出来ない場合は、近隣地区での開催になることがあります。

※確定した試験会場は、受験票にてお知らせいたします

(イ) 試験会場の収容数に制限が出て、受験申込みが定員を超える場合
受験申込みが定員を超えた場合で近隣会場にも余裕がない場合は、
受験申込みを取り下げいただく場合があります。

※企業会場での実施が可能な場合は、企業会場制度の活用もご検討ください

企業会場の詳細は、受験案内(P.7)をご確認ください

<企業会場>

- 企業会場においては、企業で定められた対策（ガイドライン）または本ガイドラインに準じて運営・対応をお願いいたします。
- 企業会場制度を利用しやすくするために監査員派遣のルールを一部変更いたします。

□監査員の無料派遣における最低受験者数

従来：30名 → 今回：15名

※15名未満の場合でも、有料(33,000円/人)にて企業会場の設置が可能です

2. 試験会場来場の際の受験者（ならびに運営スタッフ等）へのお願い【全会場共通】

(1) 受験者（ならびに運営スタッフ等）への依頼事項

- 受験者（ならびに運営スタッフ等）は、試験会場において下記事項の協力をお願いします。
 - (ア) 試験会場における感染症拡大防止への協力
 - (イ) マスクの持参および会場内でのマスクの着用
 - (ウ) 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

(2) 試験日直近の体調等の報告

- 受験者は、下記事項を受験票の記載欄に記録し、試験日当日提出してください。
 - (ア) 試験当日の体温の報告
 - (イ) 試験日前2週間における以下の事項の報告
 - a 平熱を超える発熱

- b 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
 - c だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - d 嗅覚や味覚の異常
 - e 身体が重く感じる、疲れやすい等
 - f 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - g 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
 - h 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無
- ※運営スタッフも同様の確認を行ってください
- ※上記の提出がない方は受験または運営することができません

3. 試験会場での対応【全会場共通】

(1) 試験会場における対応

- 下記の項目に従い、会場の設営および運営を行います。ご了承ください。
 - (ア) 試験会場の施設内に、石けんや消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備します。運営スタッフも適宜使用します。
 - (イ) 試験会場では、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めます。
 - (ウ) 試験の配席に当たっては、原則として受験者相互に1メートル以上の間隔を取るよう配席を行います。
 - (エ) 試験会場内での移動により受験者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わないよう配慮します。
 - (オ) 受験者に発熱、咳等の症状がみられた場合は、必要に応じて受験の自粛をお願いすることがあります。
 - (カ) 会場内では運営スタッフもマスク着用のうえ運営をさせていただきます。また、必要に応じ、フェイスシールドを着用して運営する場合があります。
 - (キ) 運営スタッフは、説明事項、注意事項のアナウンスの際は、受験者との対面を避けた対応となります。

※企業会場においては、企業で定められた対策（ガイドライン）に従うか、上記に準じて運営してください

以上

本資料について、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

<公益社団法人日本プラントメンテナンス協会 自主保全士事務局>

お問合せフォーム：<https://www.jishuhozenshi.jp/contact/>

公式サイト：<https://www.jishuhozenshi.jp/>